



令和8年4月1日(水)から募集開始

見附市内での住宅取得に補助

—新築・建売住宅 最大60万円—

—見附市定住促進住宅取得補助金—

- 補助金の目的 定住人口増加、居住誘導促進
- 対象住宅について 新築住宅・建売住宅で、延床面積が75㎡以上
- 補助対象者について

(1)見附市外からの転入者

「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」※1に新築住宅又は建売住宅を取得する転入者※2

(2)見附市内での転居者

見附市民の方で、以下のいずれかの要件を満たす人

- ・「居住誘導区域」※1に転居する「60歳以上世帯」※3
- ・「地域コミュニティゾーン」※1に転居する「若者夫婦」※4 又は「子育て世帯」※5



(1)(2)共通要件

- ①過去にこの補助金の交付を受けたことがない人
- ②見附市に定住する意思がある人
- ③市税等の滞納がない人(転入者においては転入前の住所地における市税等の滞納がない人)
- ④取得する住宅に門灯又は玄関灯を設置する人
(ウエルネスタウンみつけ内に建築する場合は、ウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン※6を満たす住宅を取得する人)

●補助金額について

※若い世代・子育て世帯への支援、移住の促進、市内経済の活性化のため、下記のとおり令和8年度から加算額を拡充します。

- ①転入者の若者夫婦・子育て世帯に対する加算額10万円の対象エリアに「居住誘導区域」を追加。
- ②転入者及び市内転居者に対して「市内業者との契約により住宅を取得」する場合、加算額10万円を新設。

見附市外からの転入者(補助額:最大60万円)

補助対象経費	区分		補助額
新築、建売住宅の取得	基本額	「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」に新築・建売住宅を取得する転入者	40万円
	加算額	『若者夫婦』又は『子育て世帯』	対象エリア拡大 10万円
		市内業者との契約により住宅を取得する場合	新設 10万円

見附市内での転居者(補助額:最大50万円)

補助対象経費	区分		補助額
新築、建売住宅の取得	基本額	『居住誘導区域』に転居する『60歳以上世帯』(居住誘導区域内での転居は対象外)	40万円
		『地域コミュニティゾーン』に転居する『若者夫婦』又は『子育て世帯』(地域コミュニティゾーン内での転居は対象外)	40万円
	加算額	市内業者との契約により住宅を取得する場合	新設 10万円

※1 「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」 見附市立地適正化計画で定められた今後居住を促していく区域です。区域についてはお問合せ下さい。

※2 転入者(次のすべてに該当する人)

- ①定住の意思をもって見附市に転入した人又は転入を予定している人
- ②見附市に転入した日又は転入を予定している日を起算日として、転入前2年の間に見附市に住所を有していない人
- ③転入日から2年を経過していない人

※3 60歳以上世帯 申請者及び同居者の全員が60歳以上である世帯。

※4 若者夫婦 申請者及び同居する配偶者が40歳未満の夫婦である世帯。

※5 子育て世帯 申請者が満50歳未満で、現に同居する満12歳以下の子を扶養している世帯。(申込み時に妊娠している場合も含む。)

※6 ウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン

ウエルネスタウンみつけ内での住宅の建築において、質の高い住宅性能や統一した景観形成を図るために市が設定した基準。